

令和4年度愛知県手話通訳者養成講習会開催要綱

1. 趣旨

この要綱は、愛知県障害者社会参加促進事業要綱に基づき、愛知県から委託を受けて行う手話通訳者養成事業について実施の方法等必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

手話通訳者として一定の水準の確保と体系的な養成を図るため国のカリキュラムに基づく手話通訳者養成事業を実施することにより、コミュニケーション手段の確保等の一層の推進を図る。

3. 主催

愛知県・愛知県聴覚障害者協会

4. 事業と実施方法

手話通訳者を養成するための講習会を、次の各号に定めるところにより開催する。

(1) 実施会場

夜コース あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸1-7-2）

昼コース あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸1-7-2）

(2) 対象者

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者であり、次のいずれにも該当する者とする。

ア. 愛知県に在住・在勤の20歳以上（令和4年4月1日現在）の者

イ. 1年半継続して受講できる者。

ウ. 事前面接会（夜コース5月31日（火）・昼コース6月1日（水））に出席できる者。

(3) 養成人員

1会場20名とする。

(4) 講習の内容

国の示す手話通訳者として必要な知識及び技術。

(5) 講習回数・時間

ア. 回数 通訳Ⅰ 33回、通訳Ⅱ 29回

イ. 原則1回2時間

(6) 講師

愛知県と協議の上、愛知県聴覚障害者協会が認めた者。

5. 受講者の募集

別に定める募集要項によるものとする。

6. その他

この要綱に定めのない事項については、愛知県と協議の上、愛知県聴覚障害者協会が定める。